「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」の一部改正について

令和 5 年 12 月 25 日 内閣総理大臣決定 部 改

「休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針」(平成30年3月30日内閣総理大臣決定)の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように 改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部 分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄に これに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後 第2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的な事項

第2 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本的な事項

1. 休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則

法第 16 条で定められている休眠預金等に係る資金の活用 に関する基本理念等を踏まえ、休眠預金等に係る資金の活用 に当たっての基本原則を以下のとおり定める。

また、この基本原則に基づき、休眠預金等に係る資金を活 用する指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体及び実行 団体に加え、活動支援団体の支援先である民間公益活動を行 う団体又は民間公益活動を行おうとする団体若しくは個人 (以下「支援対象団体」という。) が、業務を遂行するに当た って踏まえるべき事項等について、基本原則ごとに示す。

1. 休眠預金等に係る資金の活用に当たっての基本原則

法第 16 条で定められている休眠預金等に係る資金の活用 に関する基本理念等を踏まえ、休眠預金等に係る資金の活用 に当たっての基本原則を以下のとおり定める。

改正前

また、この基本原則に基づき、休眠預金等に係る資金を活 用する指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体及び実行 団体に加え、活動支援団体の支援先である民間公益活動を行 う団体又は民間公益活動を行おうとする団体若しくは個人 (以下「支援対象団体」という。) が、業務を遂行するに当た って踏まえるべき事項等について、基本原則ごとに示す。

「**(1)~(3)** 略〕

(4)透明性・説明責任

指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及 び支援対象団体並びに政府の各主体は、成果を含めたあ らゆる情報を国民に分かりやすい形で公表し、説明責任 を果たす。

本制度は、休眠預金等に係る資金の活用により社会の諸課題を解決し、その成果を広く国民一般に還元することを目的としていることから、休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体の各主体は、事後の報告書の公表にとどまらず、事業の進捗状況や成果の可視化等を通じ、可能な限りあらゆる情報を国民に分かりやすい形で公表。すること等、情報開示を徹底し、本制度全体の透明性の確保に努めるとともに、関係者との対話等様々な機会を捉えて広く意見を聴くよう努める。

(5)公正性

利益相反の防止等の徹底により、休眠預金等に係る資金の活用を公正に実施する。

休眠預金等に係る資金の活用が公正に実施されるよう、休眠預金等に係る資金の活用に係る全ての段階において利益相反の防止や不正の防止及びその早期発見のために必要な措置を講ずる。また、休眠預金等に係る資金の活用に係る全

[(1)~(3) 同左]

(4)透明性・説明責任

指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及 び支援対象団体並びに政府の各主体は、成果を含めたあ らゆる情報を国民に分かりやすい形で公表し、説明責任 を果たす。

本制度は、休眠預金等に係る資金の活用により社会の諸課題を解決し、その成果を広く国民一般に還元することを目的としていることから、休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体の各主体は、事後の報告書の公表にとどまらず、事業の進捗状況や成果の可視化等を通じ、可能な限りあらゆる情報を国民に分かりやすい形で公表すること等、情報開示を徹底し、本制度全体の透明性の確保に努めるとともに、関係者との対話等様々な機会を捉えて広く意見を聴くよう努める。

(5)公正性

利益相反の防止等の徹底により、休眠預金等に係る資金 の活用を公正に実施する。

休眠預金等に係る資金の活用が公正に実施されるよう、休眠預金等に係る資金の活用に係る全ての段階において利益相反の防止や不正の防止及びその早期発見のために必要な措置を講ずる。また、休眠預金等に係る資金の活用に係る全

ての者は、公正性に疑念を持たれることのないように行動することが求められる。

万が一不正が生じた場合には、その原因を究明し、不正の原因者に対して法令等に基づく厳正な処分を行うとともに、実効性ある再発防止策を講ずるほか、原因、対処経過等に関して公表する。

(6)多様性

[略]

(7) 革新性

各法令や公的制度のいわゆる「狭間」に位置している取組、前例のない取組等を対象に、多様な手法を用い、柔軟かつ効果的・効率的に休眠預金等に係る資金を活用し、その成果のより広範かつ発展的な展開等を進めることにより、ソーシャル・イノベーション⁹を実現する。

本制度では、公的制度のいわゆる「狭間」に位置するような取組や革新性が高いと認められる民間公益活動を行う団体等への支援を重視する。

指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用に当たって、資金分配団体及び活動支援団体とともに社会の諸課題の解決に挑戦する担い手を支えるインキュベーター(事業が軌道に乗るまでの間、必要な経営支援等を行う主体)及びアクセラレーター(事業の成長を加速化させるために必要な支援を行う主体)の役割を担うこととし、社会における大きな変

ての者は、公正性に疑念を持たれることのないように行動することが求められる。

万が一不正が生じた場合には、その原因を究明し、不正の原因者に対して法令等に基づく厳正な処分を行うとともに、実効性ある再発防止策を講ずるほか、原因及び対処経過等に関して公表する。

(6) 多様性

[同左]

(7) 革新性

各法令や公的制度のいわゆる「狭間」に位置している取組、前例のない取組等を対象に、多様な手法を用い、柔軟かつ効果的・効率的に休眠預金等に係る資金を活用し、その成果のより広範かつ発展的な展開等を進めることにより、ソーシャル・イノベーション®を実現する。

本制度では、公的制度のいわゆる「狭間」に位置するような取組や革新性が高いと認められる民間公益活動を行う団体等への支援を重視する。

指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用に当たって、資金分配団体及び活動支援団体とともに社会の諸課題の解決に挑戦する担い手を支えるインキュベーター(事業が軌道に乗るまでの間、必要な経営支援等を行う主体)及びアクセラレーター(事業の成長を加速化させるために必要な支援を行う主体)の役割を担うこととし、社会における大きな変

革 (ソーシャル・イノベーション) の創出及びそのための革 新的手法の開発、普及・実装を図る。

(8) 成果最大化

「略〕

(9) 民間主導

本制度の運用に当たっては、指定活用団体を中心に、各関係主体間の連携の下に民間主導で行い、行政の過度な干渉を避け、民間の発意を尊重する。

法第16条第5項において民間の団体の創意と工夫が十分に 発揮されるように配慮することとされている趣旨を踏まえ、 行政においては過度な干渉を避け、民間の団体が現場の実情 に応じて機動的かつ柔軟に社会の諸課題の解決に向けて取り 組むことができるよう、民間の発意を尊重する必要がある。

その際、より大きな社会的成果を創出するため、指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体が中心となって、分野の垣根を越えて様々な立場の関係者が目標・成果を共有した上で連携して事業に取り組む集合的インパクト¹⁰の取組を促進する。

2. 各主体の役割

(1) 指定活用団体の担うべき役割

指定活用団体は、民間公益活動の促進に資することを目的

革 (ソーシャル・イノベーション) の創出及びそのための革 新的手法の開発、普及・実装を図る。

(8) 成果最大化

[同左]

(9)民間主導

本制度の運用に当たっては、指定活用団体を中心に、各関係主体間の連携の下に民間主導で行い、行政の過度な干渉を避け、民間の発意を尊重する。

法第16条第5項において民間の団体の創意と工夫が十分に 発揮されるように配慮することとされている趣旨を踏まえ、 行政においては過度な干渉を避け、民間の団体が現場の実情 に応じて機動的かつ柔軟に社会の諸課題の解決に向けて取り 組むことができるよう、民間の発意を尊重する必要がある。

その際、より大きな社会的成果を創出するため、指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体が中心となって、分野の垣根を越えて様々な立場の関係者が目標・成果を共有した上で連携して事業に取り組む集合的インパクト⁹の取組を促進する。

2. 各主体の役割

(1)指定活用団体の担うべき役割

指定活用団体は、民間公益活動の促進に資することを目的

とする一般財団法人であって、民間公益活動促進業務に関して法第20条第1項第1号から第6号までに掲げる「指定の基準」に適合すると認められるものとして、内閣総理大臣(主務官庁たる内閣府)が全国に一団体に限って指定するものである。

指定活用団体は、預金保険機構から休眠預金等交付金を受けて、民間公益活動促進業務を実施するとともに、助成、貸付け又は出資を行った資金分配団体、活動支援団体等を監督する(法第21条及び第22条第3項)。一方、指定活用団体は、内閣総理大臣の監督¹を受けるとともに、休眠預金等活用審議会(以下「審議会」という。)により民間公益活動促進業務の実施状況について監視を受ける(法第35条第2項第6号)。

指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用に関する事業の実施主体であり、資金分配団体に対する監督を通じて、 実行団体の事業の監督に係る一義的な責任を負っている。

その上で、指定活用団体には、法第1条に規定される社会の諸課題の解決に取り組む民間公益活動の自立した担い手の育成を図るとの法の目的を担う役割が期待されている。加えて、法第16条に規定される休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念を実現していくためには、指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の分配・管理等の法で規定された役割にとどまらず、民間公益活動の好事例を積極的に創出・共有し、展開・発展させることで、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を促進する役割も担う必要がある。

以上を踏まえると、指定活用団体の担うべき具体的な役割

とする一般財団法人であって、民間公益活動促進業務に関して法第20条第1項第1号から第6号までに掲げる「指定の基準」に適合すると認められるものとして、内閣総理大臣(主務官庁たる内閣府)が全国に一団体に限って指定するものである。

指定活用団体は、預金保険機構から休眠預金等交付金を受けて、民間公益活動促進業務を実施するとともに、助成、貸付け又は出資を行った資金分配団体、活動支援団体等を監督する(法第21条及び第22条第3項)。一方、指定活用団体は、内閣総理大臣の監督 ¹⁰を受けるとともに、休眠預金等活用審議会(以下「審議会」という。)により民間公益活動促進業務の実施状況について監視を受ける(法第35条第2項第6号)。

指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用に関する事業の実施主体であり、資金分配団体に対する監督を通じて、 実行団体の事業の監督に係る一義的な責任を負っている。

その上で、指定活用団体には、法第1条に規定される社会の諸課題の解決に取り組む民間公益活動の自立した担い手の育成を図るとの法の目的を担う役割が期待されている。加えて、法第16条に規定される休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念を実現していくためには、指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の分配・管理等の法で規定された役割にとどまらず、民間公益活動の好事例を積極的に創出・共有し、展開・発展させることで、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を促進する役割も担う必要がある。

以上を踏まえると、指定活用団体の担うべき具体的な役割

は以下のとおりである。

[①~⑩ 略]

(2) 資金分配団体に期待される役割

資金分配団体 ¹²は、実行団体に対し助成、貸付け又は出資を行う団体であって、助成、貸付け又は出資の実施に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等に係る資金を原資とする助成、貸付け又は出資を受けるものであり、その決定は、公募の方法により行われる(法第19条第2項第3号ロ及び第22条第5項)。

資金分配団体は、実行団体に対して資金支援を行うという 役割にとどまらず、革新的な手法による資金の助成、貸付け 又は出資、事業実施に係る経営支援¹³や人材支援といった非 資金的支援を必要に応じ伴走型で行うこと等を通じ、活動支 援団体とともに民間公益活動の自立した担い手を育成する中 心的な役割を担うことが期待される。

また、社会の諸課題は地域や分野ごとに様々であり、実行団体が行う解決のための手法も多種多様であることから、休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、特定の社会の諸課題の分野や地域の実情等に精通した資金分配団体を経由することにより、実行団体に対し適切な支援を行い、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を促進することが期待される。

以上を踏まえると、資金分配団体に期待される役割は以下のとおりである。

 $[\widehat{1}]$ ~ $\widehat{7}$ 略]

は以下のとおりである。

[①~⑩ 同左]

(2) 資金分配団体に期待される役割

資金分配団体 ¹¹は、実行団体に対し助成、貸付け又は出資を行う団体であって、助成、貸付け又は出資の実施に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等に係る資金を原資とする助成、貸付け又は出資を受けるものであり、その決定は、公募の方法により行われる(法第19条第2項第3号ロ及び第22条第5項)。

資金分配団体は、実行団体に対して資金支援を行うという 役割にとどまらず、革新的な手法による資金の助成、貸付け 又は出資、事業実施に係る経営支援¹²や人材支援といった非 資金的支援を必要に応じ伴走型で行うこと等を通じ、活動支 援団体とともに民間公益活動の自立した担い手を育成する中 心的な役割を担うことが期待される。

また、社会の諸課題は地域や分野ごとに様々であり、実行団体が行う解決のための手法も多種多様であることから、休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、特定の社会の諸課題の分野や地域の実情等に精通した資金分配団体を経由することにより、実行団体に対し適切な支援を行い、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築を促進することが期待される。

以上を踏まえると、資金分配団体に期待される役割は以下のとおりである。

[①~⑦ 同左]

(3)活動支援団体に期待される役割

活動支援団体 ¹²は、支援対象団体に対し助言又は派遣を行う団体であって、当該助言又は派遣に必要な資金について、 指定活用団体から休眠預金等に係る資金を原資とする助成等 を受けるものであり、その決定は、公募の方法により行われる(法第19条第2項第3号ハ及び第22条第5項)。

活動支援団体は、支援対象団体が目指すべき姿や実現したい事項に対し、各活動支援団体が有する専門性を生かす非資金的支援を伴走型等で行うこと等を通じ、資金分配団体とともに民間公益活動の自立した担い手を育成する中心的な役割を担うことが期待される。

以上を踏まえると、活動支援団体に期待される役割は以下のとおりである。

[①~⑦ 略]

(4) 実行団体に期待される役割

実行団体¹²は、法第 16 条第 1 項に規定される民間公益活動を行うものであって、その活動の実施に必要な資金について休眠預金等に係る資金を原資とする助成、貸付け又は出資を受けるものであり、実行団体の決定は、公募の方法により行われる(法第 19 条第 2 項第 3 号イ及び第 22 条第 5 項)。

また、社会の諸課題は現場から上がってくることが多いことから、実行団体には、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけではなく、そうした課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていくことも期待される。

(3)活動支援団体に期待される役割

活動支援団体 ¹¹は、支援対象団体に対し助言又は派遣を行う団体であって、当該助言又は派遣に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等に係る資金を原資とする助成等を受けるものであり、その決定は、公募の方法により行われる(法第19条第2項第3号ハ及び第22条第5項)。

活動支援団体は、支援対象団体が目指すべき姿や実現したい事項に対し、各活動支援団体が有する専門性を生かす非資金的支援を伴走型等で行うこと等を通じ、資金分配団体とともに民間公益活動の自立した担い手を育成する中心的な役割を担うことが期待される。

以上を踏まえると、活動支援団体に期待される役割は以下のとおりである。

[①~⑦ 同左]

(4) 実行団体に期待される役割

実行団体[□]は、法第 16 条第 1 項に規定される民間公益活動を行うものであって、その活動の実施に必要な資金について休眠預金等に係る資金を原資とする助成、貸付け又は出資を受けるものであり、実行団体の決定は、公募の方法により行われる(法第 19 条第 2 項第 3 号イ及び第 22 条第 5 項)。

また、社会の諸課題は現場から上がってくることが多いことから、実行団体には、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけではなく、そうした課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていくことも期待される。

以上を踏まえると、実行団体に期待される役割は以下のとおりである。

[①~⑤ 略]

(5) 「略]

(6) 行政の役割

① 国

休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、民間の団体の 創意と工夫が十分に発揮されるよう、国の関与は最小限にと どめるという考え方に立っている。

その観点から、内閣総理大臣は、基本方針及び基本計画の 策定と指定活用団体の指定及び監督 ¹⁴等を行う(法第 18 条第 1項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項ほか)。

② 「略]

③ 地方公共団体

地方公共団体は、休眠預金等に係る資金の活用には直接関与しないものの、民間公益活動を行う団体等及び多様な関係者の間をつなぐコーディネーターとしての役割を果たすことが期待される ¹⁵。また、民間公益活動を行う団体等が、社会の諸課題を把握し民間公益活動を円滑に実施できるよう、地方公共団体は、これらの団体等や関係団体等が社会課題解決に向けて集まる場を提供すること等によりこれらの団体等と連携・協働することが望ましい ¹⁶。その際、あくまでも民間

以上を踏まえると、実行団体に期待される役割は以下のとおりである。

[①~⑤ 同左]

(5)[同左]

(6) 行政の役割

① 国

休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、民間の団体の 創意と工夫が十分に発揮されるよう、国の関与は最小限にと どめるという考え方に立っている。

その観点から、内閣総理大臣は、基本方針及び基本計画の 策定と指定活用団体の指定及び監督 ¹³等を行う(法第 18 条第 1項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項ほか)。

② [同左]

③ 地方公共団体

地方公共団体は、休眠預金等に係る資金の活用には直接関与しないものの、民間公益活動を行う団体等及び多様な関係者の間をつなぐコーディネーターとしての役割を果たすことが期待される ¹⁴。また、民間公益活動を行う団体等が、社会の諸課題を把握し民間公益活動を円滑に実施できるよう、地方公共団体は、これらの団体等や関係団体等が社会課題解決に向けて集まる場を提供すること等によりこれらの団体等と連携・協働することが望ましい ¹⁵。その際、あくまでも民間

の発意を尊重することが重要である。

の発意を尊重することが重要である。

第3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項

1. 指定活用団体の業務

法第 21 条第 1 項の規定に基づき指定活用団体が行う業務 (民間公益活動促進業務) は、同項第 1 号から第 7 号までに規定されている業務と、これらの業務に附帯する業務 (同項第 8 号)とがある。以下では、前記第 2 の 2 . (1)で示した指定活用団体の役割を踏まえてその業務として法に具体的に規定されている業務 (以下「基本的業務」という。)と、法には具体的に明記されていないものの、法第 16 条に規定されている休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念に照らし、指定活用団体における民間公益活動促進業務の適正な実施に当たって行うことが期待される業務 (以下「業務の充実に向けて期待される業務」という。)に分けて示す。

(1)基本的業務

- ① 資金分配団体及び活動支援団体の選定等
- a)[略]

b) 資金分配団体の選定

指定活用団体は、資金分配団体の選定の基準等の事項を定めた民間公益活動促進業務規程をこの基本方針に即し

第3 休眠預金等に係る資金の活用の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項

1. 指定活用団体の業務

法第 21 条第 1 項の規定に基づき指定活用団体が行う業務 (民間公益活動促進業務) は、同項第 1 号から第 7 号までに規定されている業務と、これらの業務に附帯する業務 (同項第 8 号) とがある。以下では、前記第 2 の 2 . (1) で示した指定活用団体の役割を踏まえてその業務として法に具体的に規定されている業務 (以下「基本的業務」という。) と、法には具体的に明記されていないものの、法第 16 条に規定されている休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念に照らし、指定活用団体における民間公益活動促進業務の適正な実施に当たって行うことが期待される業務 (以下「業務の充実に向けて期待される業務」という。) に分けて示す。

(1)基本的業務

- ① 資金分配団体及び活動支援団体の選定等
- a)[同左]

b) 資金分配団体の選定

指定活用団体は、資金分配団体の選定の基準等の事項を定めた民間公益活動促進業務規程をこの基本方針に即し

て定め、資金分配団体の決定を法に基づき公募の方法により行う(法第 22 条第5項並びに第 23 条第1項及び第2項)。

指定活用団体は、資金分配団体を選定するに当たり、最初に資金分配団体の公募に申請する団体(以下「資金分配申請団体」という。)が、公正かつ適確に業務を実施するに足りる組織体制等を有していることを確認しなければならない¹⁷。

その上で、資金分配申請団体が提出する包括的な支援プログラム(資金支援と事業実施に係る経営支援等の非資金的支援(必要に応じて伴走型で提供)とを一体とし、その支援の対象や方法等をまとめたもの)の内容について、以下のア)からウ)までに示すとおり審査しなければならない。

なお、非資金的支援の提供方法等については、あらかじめ固定化するのではなく、実行団体の要望や状況に応じてより最適化した形で必要な非資金的支援を提供することが望ましい。

ア)選定における審査対象及び基準

指定活用団体は、資金分配団体を選定するに当たり、 包括的な支援プログラムについて、以下の事項に関し必 要な基準を定め、審査しなければならない。

・実行団体を選定するに当たり、申請団体が作成する 民間公益活動の実施に関する計画において、達成す べき成果、資金分配団体による<u>支援の出口、支援期間</u> 等の明示を求める旨を確認することとしていること て定め、資金分配団体の決定を法に基づき公募の方法により行う(法第 22 条第5項並びに第 23 条第1項及び第2項)。

指定活用団体は、資金分配団体を選定するに当たり、最初に資金分配団体の公募に申請する団体(以下「資金分配申請団体」という。)が、公正かつ適確に業務を実施するに足りる組織体制等を有していることを確認しなければならない¹⁶。

その上で、資金分配申請団体が提出する包括的な支援プログラム(資金支援と事業実施に係る経営支援等の非資金的支援(必要に応じて伴走型で提供)とを一体とし、その支援の対象や方法等をまとめたもの)の内容について、以下のア)からウ)までに示すとおり審査しなければならない。

なお、非資金的支援の提供方法等については、あらかじめ固定化するのではなく、実行団体の要望や状況に応じてより最適化した形で必要な非資金的支援を提供することが望ましい

ア)選定における審査対象及び基準

指定活用団体は、資金分配団体を選定するに当たり、 包括的な支援プログラムについて、以下の事項に関し必要な基準を定め、審査しなければならない。

・実行団体を選定するに当たり、申請団体が作成する 民間公益活動の実施に関する計画において、達成す べき成果、資金分配団体による<u>支援の出口及び支援</u> 期間等の明示を求める旨を確認することとしている

- ・資金調達の手法、期間、出口等について、合理的な事業計画等が策定されていること
- ・休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み(例えば、支援の出口を見据えた上での事業活動の発展段階に応じた支援方法 ¹⁸や事業の評価に応じた資金提供方法、事業としての持続可能性を向上させるための手法、事業の特性に応じた民間の資金の出し手等からの資金提供を受けることを条件にした支援実施等)が組み込まれていること
- ・実行団体に対し非資金的支援を必要に応じ伴走型で 提供することとしていること
- ・包括的な支援プログラムを適確に実施するに足りる 能力を有すること¹⁹ (ただし、資金分配団体が単独で 非資金的支援を提供できない場合には、非資金的支 援の提供が可能な団体等との連携による包括的な支 援プログラムの作成・提出も可能とする。)

また、指定活用団体は、民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、助成、貸付け又は出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を行うこととしている資金分配申請団体を優先して資金分配団体として選定することが望ましい。

イ)審査の方法

指定活用団体は、以下に示す方法により資金分配団体を選定するための審査を行わなければならない。

こと

- ・資金調達の手法、期間、出口等について、合理的な事業計画等が策定されていること
- ・休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組み(例えば、支援の出口を見据えた上での事業活動の発展段階に応じた支援方法 型や事業の評価に応じた資金提供方法、事業としての持続可能性を向上させるための手法、事業の特性に応じた民間の資金の出し手等からの資金提供を受けることを条件にした支援実施等)が組み込まれていること
- ・実行団体に対し非資金的支援を必要に応じ伴走型で 提供することとしていること
- ・包括的な支援プログラムを適確に実施するに足りる 能力を有すること ¹⁸ (ただし、資金分配団体が単独で 非資金的支援を提供できない場合には、非資金的支 援の提供が可能な団体等との連携による包括的な支 援プログラムの作成・提出も可能とする。)

また、指定活用団体は、民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、助成、貸付け又は出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を行うこととしている資金分配申請団体を優先して資金分配団体として選定することが望ましい。

イ)審査の方法

指定活用団体は、以下に示す方法により資金分配団体を選定するための審査を行わなければならない。

- ・<u>選定の基準、評価の観点等</u>を事前に公表すること等により、審査における透明性・客観性の確保に努めること
- ・専門的な知見を有する第三者からなる審査委員会を 設置し²⁰、資金分配団体の選定に関し、その審査を経 ること
- ・選定に当たっては、審査委員会における審査結果を 踏まえ、理事会において資金分配団体の決定を行い、 責任の所在を明確にすること
- ・資金分配団体の選定に係る審査を行う者について、 資金分配申請団体との間に利害関係を有する場合に はその者を当該資金分配申請団体の審査から除く措 置等、利益相反を防ぐための措置を講ずること等に より、審査における公正性を確保すること
- ・選定結果、選定理由等の公開等により、国民に対する 説明責任を果たし、透明性を確保すること。ただし、 資金分配申請団体のアイディアやノウハウに係る部 分について非公表とすること等、資金分配申請団体 の権利その他正当な利益を損ねないよう留意すること
- ・審査の結果、選定されなかった資金分配申請団体に対しては、その理由を開示するとともに、可能な限り改善すべき点を示すこと等により、民間公益活動の潜在的な担い手の育成につながるように配慮すること

- ・<u>選定の基準及び評価の観点等</u>を事前に公表すること 等により、審査における透明性・客観性の確保に努め ること
- ・専門的な知見を有する第三者からなる審査委員会を <u>設置し</u>、資金分配団体の選定に関し、その審査を経る こと
- ・選定に当たっては、審査委員会における審査結果を 踏まえ、理事会において資金分配団体の決定を行い、 責任の所在を明確にすること
- ・資金分配団体の選定に係る審査を行う者について、 資金分配申請団体との間に利害関係を有する場合に はその者を当該資金分配申請団体の審査から除く措 置等、利益相反を防ぐための措置を講ずること等に より、審査における公正性を確保すること
- ・選定結果及び選定理由等の公開等により、国民に対する説明責任を果たし、透明性を確保すること。ただし、資金分配申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等、資金分配申請団体の権利その他正当な利益を損ねないよう留意すること
- ・審査の結果、選定されなかった資金分配申請団体に対しては、その理由を開示するとともに、可能な限り改善すべき点を示すこと等により、民間公益活動の潜在的な担い手の育成につながるように配慮すること

ウ) [略]

ウ) [同左]

c)活動支援団体の選定

指定活用団体は、活動支援団体の選定の基準等の事項を 定めた民間公益活動促進業務規程をこの基本方針に即し て定め、活動支援団体の決定を法に基づき公募の方法によ り行う(法第 22 条第5項並びに第 23 条第1項及び第2 項)。

指定活用団体は、活動支援団体を選定するに当たり、最初に活動支援団体の公募に申請する団体(以下「活動支援申請団体」という。)が、公正かつ適確に業務を実施するに足りる組織体制等を有していることを確認しなければならない²¹。

その上で、活動支援申請団体が提出する活動支援プログラム(提供しようとしている非資金的支援の対象や方法等をまとめたもの)の内容について、以下のア)からウ)までに示すとおり審査しなければならない。

なお、非資金的支援の提供方法等については、あらかじめ固定化するのではなく、支援対象団体の要望や状況に応じてより最適化した形で必要な非資金的支援を提供することが望ましい。

ア) 選定における審査対象及び基準

指定活用団体は、活動支援団体を選定するに当たり、 活動支援プログラムについて、以下の事項に関し必要な 基準を定め、審査しなければならない。

・支援対象団体を選定するに当たり、支援対象団体が

c)活動支援団体の選定

指定活用団体は、活動支援団体の選定の基準等の事項を 定めた民間公益活動促進業務規程をこの基本方針に即し て定め、活動支援団体の決定を法に基づき公募の方法によ り行う(法第 22 条第 5 項並びに第 23 条第 1 項及び第 2 項)。

指定活用団体は、活動支援団体を選定するに当たり、最初に活動支援団体の公募に申請する団体(以下「活動支援申請団体」という。)が、公正かつ適確に業務を実施するに足りる組織体制等を有していることを確認しなければならない¹⁹。

その上で、活動支援申請団体が提出する活動支援プログラム(提供しようとしている非資金的支援の対象や方法等をまとめたもの)の内容について、以下のア)からウ)までに示すとおり審査しなければならない。

なお、非資金的支援の提供方法等については、あらかじめ固定化するのではなく、支援対象団体の要望や状況に応じてより最適化した形で必要な非資金的支援を提供することが望ましい。

ア) 選定における審査対象及び基準

指定活用団体は、活動支援団体を選定するに当たり、 活動支援プログラムについて、以下の事項に関し必要な 基準を定め、審査しなければならない。

・支援対象団体を選定するに当たり、支援対象団体が

作成する支援の要請に関する計画において、解決しようとする社会的課題、支援対象団体が自立や休眠預金等活用事業への参入等に向けて抱える組織や活動上の課題、要請する非資金的支援の内容、活動支援団体による支援の出口、支援期間等の明示を求める旨を確認することとしていること

- ・資金調達の期間、出口等について、合理的な事業計画 等が策定されていること
- ・活動支援団体による支援に依存した団体を生まない ための仕組み(例えば、支援の出口を見据えた上での 組織基盤の発展段階に応じた支援方法や支援終了後 の自立可能性を向上させるための手法等)が組み込 まれていること
- ・活動支援プログラムを適確に実施するに足りる能力 を有すること ²²

また、指定活用団体は、民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、非資金的支援の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を行うこととしている活動支援申請団体を優先して活動支援団体として選定することが望ましい。

「イ)・ウ)略]

② 資金分配団体及び活動支援団体に対する助成等

令和5年度から令和9年度における5年間の助成総額については、資金需要の動向や、本制度を担う団体の体制等を踏

作成する支援の要請に関する計画において、解決しようとする社会的課題、支援対象団体が自立や休眠預金等活用事業への参入等に向けて抱える組織や活動上の課題、要請する非資金的支援の内容、活動支援団体による支援の出口、支援期間等の明示を求める旨を確認することとしていること

- ・資金調達の期間、出口等について、合理的な事業計画 等が策定されていること
- ・活動支援団体による支援に依存した団体を生まない ための仕組み (例えば、支援の出口を見据えた上での 組織基盤の発展段階に応じた支援方法や支援終了後 の自立可能性を向上させるための手法等) が組み込 まれていること
- ・活動支援プログラムを適確に実施するに足りる能力を有すること²⁰

また、指定活用団体は、民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、非資金的支援の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を行うこととしている活動支援申請団体を優先して活動支援団体として選定することが望ましい。

「イ)・ウ) 同左]

② 資金分配団体及び活動支援団体に対する助成等

令和5年度から令和9年度における5年間の助成総額については、資金需要の動向や、本制度を担う団体の体制等を踏

まえる観点から、これまでの活用額の趨勢 ²²を念頭に約 300 億円を目安とした上で、令和8年度を目途に、案件の発掘状況や、本事業による社会的インパクトの評価等を通じて、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、本制度の対象となる活動分野において緊急的な支援 ニーズが生じた場合には、本制度の枠組みの下で適切に対応 できるよう、上述の助成総額とは別の助成枠を確保すること により、機動的に対応するものとする。

また、指定活用団体が資金分配団体及び活動支援団体への 助成を行うに当たっては、社会的成果の最大化を目指した最 適なポートフォリオ(配分の組合せ)をあらかじめ設定した 上で、資金分配団体及び活動支援団体に対し資金支援を行う こととする。

他方、各年度に選定される出資事業への出資総額(指定活用団体からの出資金額)は、新たに実施する試みであることから、まずは堅実な運用を基本としつつ、ニーズに即して必要な出資規模を確保していくこととする。その上で、指定活用団体が資金分配団体への出資を行うに当たっては、社会的成果と収益性の実現を目指した最適なポートフォリオをあらかじめ設定した上で、資金分配団体に対し資金支援を行うこととする。

a)資金分配団体に対する助成等

指定活用団体は、<u>資金分配団体及び実行団体に対し貸付けを行うこと</u>が、法上は可能であるが、<u>民間公益活動を行う団体の資金需要の動向を踏まえ、指定活用団体が行う資</u>金提供は、資金分配団体への助成及び出資のみとする。

まえる観点から、これまでの活用額の趨勢 ²¹を念頭に約 300 億円を目安とした上で、令和8年度を目途に、案件の発掘状況や、本事業による社会的インパクトの評価等を通じて、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、本制度の対象となる活動分野において緊急的な支援 ニーズが生じた場合には、本制度の枠組みの下で適切に対応 できるよう、上述の助成総額とは別の助成枠を確保すること により、機動的に対応するものとする。

また、指定活用団体が資金分配団体及び活動支援団体への 助成を行うに当たっては、社会的成果の最大化を目指した最 適なポートフォリオ(配分の組合せ)をあらかじめ設定した 上で、資金分配団体及び活動支援団体に対し資金支援を行う こととする。

a) 資金分配団体に対する助成等

指定活用団体は、<u>資金分配団体に対し貸付け及び出資を、</u> 実行団体に対し貸付けをそれぞれ行うことが、法上は可能であるが、指定活用団体が行う資金提供は、出資を開始するに 当たって必要な枠組み等の具体的な内容が定まるまでの間

ア)[略]

イ) 休眠預金等に係る資金の出資

休眠預金等活用事業において、出資を実施することにより、民間資金の呼び水効果を一層発揮させ、資金調達環境の整備の促進を図るとともに、団体の自立促進等の資金面以外の強化を図る必要がある。

出資によって生み出される利益や形成される資金調達環境を有効に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組を一層強化することを目指さなければならない²⁴。

指定活用団体が資金分配団体に対して出資を行うに当たっては、堅実な運用を基本とし、以下の方針に基づき 実施しなければならない。

- ・出資によってもたらされる社会的成果と収益性の実現の 両立を目指すこと²⁵
- ・期待された社会的成果が未達成となるリスクや出資による財務的なリスクを十分に考慮した上で、適切な資金の リスク管理を行うこと
- ・資金分配団体が策定する包括的な支援プログラムの内容 として定められる事業計画や出資方針(出資先の決定方 針、ポートフォリオ戦略、出口戦略等)等の内容を踏まえ ること
- ・民間企業や民間金融機関等から幅広く共同出資を呼び込むための方策を検討すること

は、資金分配団体への助成のみとする。

ア) [同左]

「加える〕

- ・資金分配団体が提供する非資金的支援が実行団体の事業 の特性や成長段階に合わせた内容であること
- ・資金分配団体の出口戦略について、IPO (新規株式公開)などに限らず、実行団体の行う民間公益活動が持続的に継続・発展することを企図した多様な方法が可能とされていること
- ・ファンド出資型における利益等の取扱いについては、指 定活用団体出資分は指定活用団体へ分配し、出資分を超 える利益については、市場における運営事業者の成功報 酬等を考慮し適切に設定すること
- <u>ウ)</u>継続的な進捗管理と成果評価の点検・検証 [略]
- b)[略]
- ③ 資金分配団体及び活動支援団体に対する監督等
- a) 資金分配団体に対する監督等
 - ア) 資金分配団体に対する監督

法第22条第3項の規定を踏まえ、指定活用団体は、資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するため、以下の措置を講じなければならない。また、その措置を講ずるために必要な事項を民間公益活動促進業務規程に規定した上で、公募要領等に定めるとともに、資金提供に係る契約(以下「資金提供契約」という。)であって、指定活用団体と資金分配団体との間で締結するものに定めな

- <u>イ)</u>継続的な進捗管理と成果評価の点検・検証 [同左]
- b)[同左]
- ③ 資金分配団体及び活動支援団体に対する監督等
- a) 資金分配団体に対する監督等
 - ア) 資金分配団体に対する監督

法第22条第3項の規定を踏まえ、指定活用団体は、資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するため、以下の措置を講じなければならない。また、その措置を講ずるために必要な事項を民間公益活動促進業務規程に規定した上で、公募要領等に定めるとともに、資金提供に係る契約(以下「資金提供契約」という。)であって、指定活用団体と資金分配団体との間で締結するものに定めな

ければならない。

- ・指定活用団体は、資金分配団体に対して、報告徴収、 立入検査及び不正があった場合における選定の取消 し、<u>助成を行った資金の返還又は出資により取得した</u> 持分の処分等の必要かつ適切な監督のための対応をと ること
- ・資金分配団体において休眠預金等に係る資金の流用や 不正使用等の実態が明らかになった場合は、指定活用 団体は、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、 再発防止策の策定、その内容の公表等の必要な措置を 講ずること
- ・選定を取り消され、その取消しの日から一定期間を経過しない団体は、資金分配団体として選定しないこと
- ・指定活用団体が資金分配団体を選定する際に確認した 資金分配団体における業務の公正かつ適確な遂行を担 保するために必要なガバナンス・コンプライアンス体 制等の整備等について、資金分配団体における履行を 担保するための措置を講ずること
- ・資金分配団体が実行団体を監督するに当たり必要な事項(不正による助成、貸付け又は出資の返還等 26を含む。)が、資金分配団体の作成する公募要領や、資金分配団体と実行団体との間で締結する資金提供契約に明記されることを確認すること
- イ)助成事業において選定を取り消された資金分配団体 の事業等の承継

助成事業において不正により選定を取り消された資金

ければならない。

- ・指定活用団体は、資金分配団体に対して、報告徴収、 立入検査及び不正があった場合における選定の取消 し、<u>助成を行った資金の返還等の必要かつ適切な監督</u> のための対応をとること
- ・資金分配団体において休眠預金等に係る資金の流用や 不正使用等の実態が明らかになった場合は、指定活用 団体は、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、 再発防止策の策定及びその内容の公表等の必要な措置 を講ずること
- ・選定を取り消され、その取消しの日から一定期間を経過しない団体は、資金分配団体として選定しないこと
- ・指定活用団体が資金分配団体を選定する際に確認した 資金分配団体における業務の公正かつ適確な遂行を担 保するために必要なガバナンス・コンプライアンス体 制等の整備等について、資金分配団体における履行を 担保するための措置を講ずること
- ・資金分配団体が実行団体を監督するに当たり必要な事項(不正による助成、貸付け又は出資の返還等 ²²を含む。)が、資金分配団体の作成する公募要領や、資金分配団体と実行団体との間で締結する資金提供契約に明記されることを確認すること
- イ)選定を取り消された資金分配団体の事業等の承継

不正により選定を取り消された資金分配団体の事業並

分配団体の事業並びに財産及び負債(指定活用団体から助成を受けた事業並びに当該事業に係る財産及び負債に限る。)は、他の資金分配団体に承継させることを原則とし、やむを得ない場合に限り指定活用団体が承継する。そのために必要な事項を指定活用団体は民間公益活動促進業務規程に規定し公募要領等に定めるとともに、指定活用団体と資金分配団体との間の資金提供契約に定めなければならない。

b)活動支援団体に対する監督等

ア)活動支援団体に対する監督

指定活用団体は、a)「ア)資金分配団体に対する監督」 に準じた対応をとらなければならない $\frac{27}{6}$ 。

イ)選定を取り消された活動支援団体の事業等の承継 指定活用団体は、a)「イ)<u>助成事業において選定を取</u> り消された資金分配団体の事業等の承継」に準じた対応 をとらなければならない。

④ 休眠預金等交付金の受入れ

指定活用団体は、法第8条、第21条第1項第5号、第27条、第28条、第29条及び第30条の規定に則して休眠預金等交付金及び運用資金を適切に取り扱うことのほか、休眠預金等交付金を原資とする予算の適正かつ効率的な執行のため、以下の措置を講ずることを民間公益活動促進業務規程に定め

びに財産及び負債(指定活用団体から助成を受けた事業並びに当該事業に係る財産及び負債に限る。)は、他の資金分配団体に承継させることを原則とし、やむを得ない場合に限り指定活用団体が承継する。そのために必要な事項を指定活用団体は民間公益活動促進業務規程に規定し公募要領等に定めるとともに、指定活用団体及び資金分配団体との間の資金提供契約に定めなければならない。

b)活動支援団体に対する監督等

ア)活動支援団体に対する監督

指定活用団体は、a)「ア)資金分配団体に対する監督」 に準じた対応をとらなければならない²³。

イ)選定を取り消された活動支援団体の事業等の承継

指定活用団体は、a)「イ)<u>選定を取り消された</u>資金分配団体の事業等の承継」に準じた対応をとらなければならない。

④ 休眠預金等交付金の受入れ

指定活用団体は、法第8条、第21条第1項第5号、第27条、第28条、第29条及び第30条の規定に則して休眠預金等交付金及び運用資金を適切に取り扱うことのほか、休眠預金等交付金を原資とする予算の適正かつ効率的な執行のため、以下の措置を講ずることを民間公益活動促進業務規程に定め

なければならない。

- ・民間公益活動促進業務に必要な経費²⁸については、事前 に明示した達成すべき成果を挙げる上で真に必要なもの に限定するとともに、外部監査結果の有効活用等により 効率性の観点から常に精査し、その使用状況についての 情報公開を徹底すること
- ・予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあっては、当該見込額を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れること等により効果的・効率的な民間公益活動促進業務を実施すること

⑤ [略]

- ⑥民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動
- a)戦略的・効果的な啓発活動及び広報活動

休眠預金等に係る資金を民間公益活動に活用することに 対する十分な国民の理解を得るとともに、国民の間に社会 の諸課題に対する認知と関心を高め、民間公益活動に必要 な民間の資金や専門性の高い人材等の流入を図るため、各 種イベントや多様な広報媒体を通じて、本制度並びに休眠 預金等に係る資金の活用状況、成果等について、戦略的・ 効果的に啓発活動及び広報活動を行わなければならない。

b) [略]

なければならない。

- ・民間公益活動促進業務に必要な経費 ²⁴については、事前 に明示した達成すべき成果を挙げる上で真に必要なもの に限定するとともに、外部監査結果の有効活用等により 効率性の観点から常に精査し、その使用状況についての 情報公開を徹底すること
- ・予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあって は、当該見込額を翌事業年度における収支予算において 前年度からの繰越収支差額として組み入れること等によ り効果的・効率的な民間公益活動促進業務を実施するこ と

⑤ [同左]

- ⑥民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動
- a) 戦略的・効果的な啓発活動及び広報活動

休眠預金等に係る資金を民間公益活動に活用することに 対する十分な国民の理解を得るとともに、国民の間に社会 の諸課題に対する認知と関心を高め、民間公益活動に必要 な民間の資金や専門性の高い人材等の流入を図るため、各 種イベントや多様な広報媒体を通じて、本制度並びに休眠 預金等に係る<u>資金の活用状況及び成果等</u>について、戦略 的・効果的に啓発活動及び広報活動を行わなければならな い。

b) [同左]

⑦ [略]

(2)業務の充実に向けて期待される業務

指定活用団体は、法に具体的に規定されている(1)の基本的業務の円滑な執行を確保した上で、民間公益活動促進業務の適正な実施に資するため、以下の業務についても民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえつつ取り組んでいくことが期待される。

① [略]

② 成果評価実施支援

(法第21条第1項第1号、第2号及び第7号に係る附帯業務)

指定活用団体は、資金分配団体又は活動支援団体と連携し、 民間公益活動を行う団体等における成果志向の理解・定着、 効果的・効率的な成果評価の実施、評価結果の有効活用等を 促進することが求められる。したがって、成果評価の実施が 依然として十分に普及していない我が国の現状を踏まえれ ば、評価に係る時間と労力を軽減するため、指定活用団体は 以下のような成果評価実施支援業務を行うことが望ましい。

- ・評価結果等の情報を構造的に整理した上で、これを広く 公開し、提供すること
- ・分野別や規模別といったカテゴリー別に標準化された評価ツールを提供すること
- ・構造的に整理された情報や評価ツールを活用し、資金分配団体及び活動支援団体への助言や研修等を通じ、効果

⑦ [同左]

(2)業務の充実に向けて期待される業務

指定活用団体は、法に具体的に規定されている(1)の基本的業務の円滑な執行を確保した上で、民間公益活動促進業務の適正な実施に資するため、以下の業務についても民間公益活動促進業務の進捗状況等を踏まえつつ取り組んでいくことが期待される。

① [同左]

② 成果評価実施支援

(法第21条第1項第1号、第2号及び第7号に係る附帯業務)

指定活用団体は、資金分配団体又は活動支援団体と連携し、 民間公益活動を行う団体等における成果志向の理解・定着、 効果的・効率的な成果評価の実施及び評価結果の有効活用等 を促進することが求められる。したがって、成果評価の実施 が依然として十分に普及していない我が国の現状を踏まえれ ば、評価に係る時間と労力を軽減するため、指定活用団体は 以下のような成果評価実施支援業務を行うことが望ましい。

- ・評価結果等の情報を構造的に整理した上で、これを広く 公開し、提供すること
- ・分野別や規模別といったカテゴリー別に標準化された評価ツールを提供すること
- ・構造的に整理された情報や評価ツールを活用し、資金分 配団体及び活動支援団体への助言や研修等を通じ、効果

的・効率的な成果評価の実施を支援すること

[3]・4 略]

2. 指定活用団体における休眠預金等に係る資金の公正かつ効率的活用を担保するための体制等

指定活用団体は、法第20条第1項において一般財団法人であることとされており、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)において規定される体制等空を整備しなければならない。これに加えて、休眠預金等に係る資金の公正かつ効率的な活用を担保する観点からは、以下の体制等を備え、民間公益活動促進業務の適確かつ公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。また、特定の目的を有して活動している既存の団体では困難な、中立的な立場を守る必要がある。

(1)組織運営体制

指定活用団体は、その役割を担う上で以下の組織運営体制を整備しなければならない。

- ・助成及び出資に係る業務を行う部署をそれぞれ設置した 上で、各部署に当該業務を適確に実施するために足る知 識・技術を有する役職員を置くとともに、必要に応じ外 部の専門家等を活用することが可能な体制とすること
- ・<u>助成及び出資に係る業務</u>を行う部署とは別に、社会の諸 課題ごとに現地調査を含む継続的な進捗管理や<u>助言・協力・支援、成果評価の点検・検証等</u>の機能を適切に発揮 できる体制とすること

的・効率的な成果評価の実施を支援すること

[3・4 同左]

2. 指定活用団体における休眠預金等に係る資金の公正かつ効率的活用を担保するための体制等

指定活用団体は、法第20条第1項において一般財団法人であることとされており、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)において規定される体制等25を整備しなければならない。これに加えて、休眠預金等に係る資金の公正かつ効率的な活用を担保する観点からは、以下の体制等を備え、民間公益活動促進業務の適確かつ公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。また、特定の目的を有して活動している既存の団体では困難な、中立的な立場を守る必要がある。

(1)組織運営体制

指定活用団体は、その役割を担う上で以下の組織運営体制を整備しなければならない。

- ・業務を適確に実施するために足る知識・技術を有する役職員を置くとともに、必要に応じ外部の専門家等を活用することが可能な体制とすること
- ・<u>助成に係る業務</u>を行う部署とは別に、社会の諸課題ごとに現地調査を含む継続的な進捗管理や<u>助言・協力・支援</u>及び成果評価の点検・検証等の機能を適切に発揮できる体制とすること

- ・資金分配団体及び活動支援団体において休眠預金等に係 る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう 監督するために必要な専門部署を設置すること
- ・ ICT 等の積極的な活用等により効率的な組織運営を図る こと

(2)役職員等の構成

① 評議員会や理事会の構成等

休眠預金等に係る資金の原資が国民の資産であることに鑑み、指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用の中核を担う団体として、その業務を適確かつ公正に実施しなければならない。このため、民間公益活動促進業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる技術的基礎を有するものであるとともに、役員又は職員の構成について、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない(法第20条第1項第2号及び第3号)。

また、休眠預金等に係る資金の原資の性質等に鑑み、会計監査人を設置しなければならない。

このほか、評議員会は、経済界、金融界や労働界、学識経験者³⁰、マスメディア、ソーシャルセクター等の幅広い分野から人材登用を図り、構成の多様化を図ることが望ましい。一方で、理事会における迅速な意思決定を図る観点から、理事の総数は必要最小限にとどめることが望ましい。

役職員については、民間公益活動促進業務を適確に行うための専門的な知識を有する者を採用した上で、効果的・効率的な人員配置とするとともに、特定の団体や分野の出身者に

- ・資金分配団体及び活動支援団体において休眠預金等に係 る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう 監督するために必要な専門部署を設置すること
- ・ ICT 等の積極的な活用等により効率的な組織運営を図る こと

(2)役職員等の構成

① 評議員会や理事会の構成等

休眠預金等に係る資金の原資が国民の資産であることに鑑み、指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用の中核を担う団体として、その業務を適確かつ公正に実施しなければならない。このため、民間公益活動促進業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる技術的基礎を有するものであるとともに、役員又は職員の構成について、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない(法第20条第1項第2号及び第3号)。

また、休眠預金等に係る資金の原資の性質等に鑑み、会計監査人を設置しなければならない。

このほか、評議員会は、経済界、金融界や労働界、学識経験者 ²⁶、マスメディア、ソーシャルセクター等の幅広い分野から人材登用を図り、構成の多様化を図ることが望ましい。一方で、理事会における迅速な意思決定を図る観点から、理事の総数は必要最小限にとどめることが望ましい。

役職員については、民間公益活動促進業務を適確に行うための専門的な知識を有する者を採用した上で、効果的・効率的な人員配置とするとともに、特定の団体や分野の出身者に

偏らないようにしなければならない。

② 役員の選任等

指定活用団体は、利益相反の防止に資するため、役員の職 歴について自己申告させた上で公開しなければならない。ま た、内閣総理大臣は、申告に虚偽があった場合は、法に基づ き厳正に対処³¹する。

また、利益相反の防止に関しては、指定活用団体において 以下に示すような措置を民間公益活動促進業務規程に定めな ければならない。

- ・評議員会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行うこと
- ・役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」 に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内 容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図ること

役員又は役員となることが予定される者の処罰歴の有無については、内閣総理大臣は、役員の選任の認可時に自己申告に基づき確認することとし、以後、役員の交代があった場合も同様の措置をとる。なお、その申告が虚偽であった場合は、利益相反の防止の対応と同様に厳正に対応する。

さらに、指定活用団体は国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)に基づく国家公務員の再就職等規制を踏まえて対応 しなければならない。 偏らないようにしなければならない。

② 役員の選任等

指定活用団体は、利益相反の防止に資するため、役員の職歴について自己申告させた上で公開しなければならない。また、内閣総理大臣は、申告に虚偽があった場合は、法に基づき厳正に対処²⁷する。

また、利益相反の防止に関しては、指定活用団体において 以下に示すような措置を民間公益活動促進業務規程に定めな ければならない。

- ・評議員会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行うこと
- ・役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」 に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内 容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図ること

役員又は役員となることが予定される者の処罰歴の有無については、内閣総理大臣は、役員の選任の認可時に自己申告に基づき確認することとし、以後、役員の交代があった場合も同様の措置をとる。なお、その申告が虚偽であった場合は、利益相反の防止の対応と同様に厳正に対応する。

さらに、指定活用団体は国家公務員法(昭和22年法律第120号)に基づく国家公務員の再就職等規制を踏まえて対応しなければならない。

(3) ガバナンス・コンプライアンス体制等

① ガバナンス・コンプライアンス体制

指定活用団体は、不正行為や利益相反等の自らの組織運営上のリスクを管理するためのガバナンス・コンプライアンス体制が過剰なものとならないようにしつつも、最低限、以下の組織等を設置し、措置を講じなければならない。

- ・業務の適正な実施のために、コンプライアンス施策の検 討等を行う組織(外部の有識者等も参加するもの。)及び その下に実施等を担う部署を設置すること
- ・評議員会及び理事会の運営規則や倫理規程、役員の報酬 規程、情報公開規程等、一般的に組織の運営を公正に行 うために必要な諸規程を備えること
- ・不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程³²を備えること

② 内部通報制度の整備及び運用

ガバナンス・コンプライアンス体制を実効性あるものとするため、「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和 3 年内閣府告示第 118 号)」を踏まえ、指定活用団体は、内部通報制度を整備し運用しなければならない $\frac{33}{6}$ 。

第4 指定活用団体の指定の基準及び手続に関する事項

指定の基準及び手続の詳細については以下の考え方に沿って、

(3) ガバナンス・コンプライアンス体制等

① ガバナンス・コンプライアンス体制

指定活用団体は、不正行為や利益相反等の自らの組織運営 上のリスクを管理するためのガバナンス・コンプライアンス 体制が過剰なものとならないようにしつつも、最低限、以下 の組織等を設置し、措置を講じなければならない。

- ・業務の適正な実施のために、コンプライアンス施策の検 討等を行う組織(外部の有識者等も参加するもの。)及び その下に実施等を担う部署を設置すること
- ・評議員会及び理事会の運営規則や倫理規程、役員の報酬 規程、情報公開規程等、一般的に組織の運営を公正に行 うために必要な諸規程を備えること
- ・不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程²⁸を備えること

② 内部通報制度の整備及び運用

ガバナンス・コンプライアンス体制を実効性あるものとするため、「公益通報者保護法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和 3 年内閣府告示第 118 号)」を踏まえ、指定活用団体は、内部通報制度を整備し運用しなければならない 20 。

第4 指定活用団体の指定の基準及び手続に関する事項

指定の基準及び手続の詳細については以下の考え方に沿って、

公募要領に定める。

1. 指定の基準

指定活用団体の指定に当たっては、前記第3において示した指定活用団体の業務や体制等を踏まえ、法第20条第1項各号の指定の基準³⁴により、同項の規定に基づく指定を受けようとする団体(以下「指定申請団体」という。)を審査する。

2. 指定の手続

指定の手続は、以下の手順に沿って行う。

- ・本基本方針を踏まえて内閣府は公募要領を作成、公表す る。
- ・指定申請団体は、公募要領に従い指定の申請を行う。
- ・指定申請団体に対し、書類及び面接による審査を実施する。面接においては、当該指定申請団体の長が指定活用 団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等を確認する。
- ・内閣総理大臣は、審議会による審議を経た上で、指定の 基準に最も適合していると認められるものを一団体選定 し、指定活用団体として指定する。

また、指定の手続における公正性・透明性を確保するため、 指定申請団体の特別な利害関係者 ³⁵ は審議会による審議から 除くほか、指定申請団体名及び審査結果についても公表する。 ただし、指定申請団体の権利その他正当な利益を損ねないよ う、指定申請団体のアイディアやノウハウ等に係る部分につ いては公表しない。

公募要領に定める。

1. 指定の基準

指定活用団体の指定に当たっては、前記第3において示した指定活用団体の業務や体制等を踏まえ、法第20条第1項各号の指定の基準³⁰により、同項の規定に基づく指定を受けようとする団体(以下「指定申請団体」という。)を審査する。

2. 指定の手続

指定の手続は、以下の手順に沿って行う。

- ・本基本方針を踏まえて内閣府は公募要領を作成、公表す る。
- ・指定申請団体は、公募要領に従い指定の申請を行う。
- ・指定申請団体に対し、書類及び面接による審査を実施する。面接においては、当該指定申請団体の長が指定活用 団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等を確認する。
- ・内閣総理大臣は、審議会による審議を経た上で、指定の 基準に最も適合していると認められるものを一団体選定 し、指定活用団体として指定する。

また、指定の手続における公正性・透明性を確保するため、 指定申請団体の特別な利害関係者 ³¹ は審議会による審議から 除くほか、指定申請団体名及び審査結果についても公表する。 ただし、指定申請団体の権利その他正当な利益を損ねないよ う、指定申請団体のアイディアやノウハウ等に係る部分につ いては公表しない。

手続に関する事項

1. [略]

2. 認可の手続

指定活用団体は、法第26条第1項の規定により、事業計画 及び収支予算の内閣総理大臣の認可を受けようとするとき は、当該事業年度開始の1月前までに(指定を受けた日の属 する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、申 請書に事業計画書、収支予算書等を添えて、内閣総理大臣に 提出しなければならない。また、事業計画及び収支予算の変 更の認可を受けようとするときは、あらかじめ変更の内容及 び理由を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければな らない。

内閣総理大臣は、指定活用団体が作成する事業計画及び収 支予算を認可しようとするときは、あらかじめ、審議会の意 見を聴く。事業計画及び収支予算の変更に係る認可について も同様とする。

また、指定活用団体は、法第26条第1項の規定により内閣 総理大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画及 び収支予算を公表しなければならない。

施に関する事項

指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体 は、以下に示す方針に沿って、評価を実施するものとする 36。

第5 指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び 第5 指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び 手続に関する事項

1. [同左]

2. 認可の手続

指定活用団体は、法第26条第1項の規定により、事業計画 及び収支予算の内閣総理大臣の認可を受けようとするとき は、当該事業年度開始の1月前までに(指定を受けた日の属 する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく)、申 請書に事業計画書及び収支予算書等を添えて、内閣総理大臣 に提出しなければならない。また、事業計画及び収支予算の 変更の認可を受けようとするときは、あらかじめ変更の内容 及び理由を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければ ならない。

内閣総理大臣は、指定活用団体が作成する事業計画及び収 支予算を認可しようとするときは、あらかじめ、審議会の意 見を聴く。事業計画及び収支予算の変更に係る認可について も同様とする。

また、指定活用団体は、法第26条第1項の規定により内閣 総理大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画及 び収支予算を公表しなければならない。

第6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実 第6 休眠預金等に係る資金の活用の成果に係る評価の実 施に関する事項

指定活用団体、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体 は、以下に示す方針に沿って、評価を実施するものとする 32。

また、指定活用団体は、本項に示す考え方に沿って本制度全体の評価の方針を評価指針として定めなければならない。

1. 成果に係る評価の意義・目的

(1)評価の意義

休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、最終的に、社 会の諸課題の解決を図るという成果を目に見える形で生み出 すことが求められている。

このため、休眠預金等に係る資金を活用して実施される民間公益活動全般を対象に、プロセスの透明性や適正性の確保はもちろんのこと、事前に達成すべき成果を明示した上で、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価³½」を実施することで、成果の可視化に取り組まなければならない。

なお、民間公益活動の成果の評価に係る事務負担が、本来 なされるべき民間公益活動の妨げにならないようにする必要 がある。

(2)「略]

2. 実行団体の評価

(1) 評価の実施主体

本制度における実行団体の評価は、評価の客観性や正当性 を確保するという前提の下、その実行団体が自ら評価を実施 するという「自己評価³⁸」を基本とする。評価の実施主体は、 また、指定活用団体は、本項に示す考え方に沿って本制度全体の評価の方針を評価指針として定めなければならない。

1. 成果に係る評価の意義・目的

(1)評価の意義

休眠預金等に係る資金の活用に当たっては、最終的に、社 会の諸課題の解決を図るという成果を目に見える形で生み出 すことが求められている。

このため、休眠預金等に係る資金を活用して実施される民間公益活動全般を対象に、プロセスの透明性や適正性の確保はもちろんのこと、事前に達成すべき成果を明示した上で、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価³³」を実施することで、成果の可視化に取り組まなければならない。

なお、民間公益活動の成果の評価に係る事務負担が、本来 なされるべき民間公益活動の妨げにならないようにする必要 がある。

(2) [同左]

2. 実行団体の評価

(1) 評価の実施主体

本制度における実行団体の評価は、評価の客観性や正当性 を確保するという前提の下、その実行団体が自ら評価を実施 するという「自己評価³⁴」を基本とする。評価の実施主体は、 事前に達成すべき成果について明示した上で民間公益活動に関するインプット(予算・人材等の資源の「投入」)からアウトプット(事業の実施により直接的に得られる「結果」)、アウトカム(事業の実施によるアウトプットがもたらす「成果」)に至る情報を体系的に収集し、ロジック・モデル³⁰等の形で相互に接続するとともに、必要な情報を収集・分析し、評価を実施しなければならない。

実行団体は、資金分配団体とあらかじめ合意した上で、民間公益活動のうち、大規模なもの、重要なものや国民的な関心が高いもの等については、「外部評価」や「第三者評価」を行うことにより、評価の信頼性及び客観性を確保しなければならない ⁴⁰。なお、その場合には、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにし、利害関係者が入らざるを得ない場合には、実行団体は、利害関係者の氏名とその理由を明確にしなければならない。

評価の実務経験が少ない実行団体が評価を行う場合には、 その評価に必要な専門性を補完・確保するため、資金分配団 体は、必要に応じて、評価の専門家による評価の技術支援や 研修、進捗管理等の評価実施支援を行わなければならない。

「(2)~(5)略]

3. 指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体の評価

指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体は、2.(1) から(3)までに準じて適切に自己評価を実施しなければな らない。その際、資金分配団体については、資金分配団体が 助成、貸付け又は出資を行った実行団体による成果だけでな 事前に達成すべき成果について明示した上で民間公益活動に関するインプット(予算・人材等の資源の「投入」)からアウトプット(事業の実施により直接的に得られる「結果」)、アウトカム(事業の実施によるアウトプットがもたらす「成果」)に至る情報を体系的に収集し、ロジック・モデル⁵⁶等の形で相互に接続するとともに、必要な情報を収集・分析し、評価を実施しなければならない。

実行団体は、資金分配団体とあらかじめ合意した上で、民間公益活動のうち、大規模なもの、重要なものや国民的な関心が高いもの等については、「外部評価」や「第三者評価」を行うことにより、評価の信頼性及び客観性を確保しなければならない ³⁶。なお、その場合には、公正で透明な評価を行う観点から、原則として利害関係者が加わらないようにし、利害関係者が入らざるを得ない場合には、実行団体は、利害関係者の氏名とその理由を明確にしなければならない。

評価の実務経験が少ない実行団体が評価を行う場合には、 その評価に必要な専門性を補完・確保するため、資金分配団 体は、必要に応じて、評価の専門家による評価の技術支援や 研修、進捗管理等の評価実施支援を行わなければならない。

[(2)~(5) 同左]

3. 指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体の評価

指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体は、2.(1)から(3)までに準じて適切に自己評価を実施しなければならない。その際、資金分配団体については、資金分配団体が助成、貸付け又は出資を行った実行団体による成果だけでな

く、資金分配団体自身の活動 型も含めて、総合的に評価を<u>し</u>なければならない 型。また、活動支援団体については、活動支援団体が非資金的支援を行った支援対象団体による目標達成度の点検・検証に加え、活動支援団体自身の活動 型も含めて、総合的に評価をしなければならない。さらに、指定活用団体については、個別の民間公益活動による社会的成果の拡大だけでなく、社会の諸課題の解決の担い手が育成され、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体も含めた社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの創出という観点も含めて、総合的に評価 型をしなければならない。

指定活用団体及び審議会は、2.(4)に準じて継続的な進 捗管理及び評価結果の点検・検証を実施しなければならない。 その際、指定活用団体は、資金分配団体及び活動支援団体から、民間公益活動の進捗状況について、定期的に報告を受けるとともに、資金分配団体及び活動支援団体に対して、現地 調査を含む継続的な進捗管理を実施する。さらに、資金分配 団体に対しては必要な協力・支援・助言等を行わなければならない。また、審議会は、指定活用団体から、民間公益活動 促進業務の進捗状況について、定期的に報告を受けるととも に、指定活用団体が実施する本制度に係る総合的な評価について点検・検証を行い、必要があると認めるときは、内閣総 理大臣に勧告する。

指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体は、2.(5) に準じて評価結果を国民に分かりやすい形で積極的に公表しなければならない。その際、指定活用団体は、自らの評価結果だけでなく、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体の評価結果についてもまとめて閲覧できるようにしなければな く、資金分配団体自身の活動 ³³も含めて、総合的に評価を<u>し</u>なければならない。また、活動支援団体については、活動支援団体が非資金的支援を行った支援対象団体による目標達成度の点検・検証に加え、活動支援団体自身の活動 ³⁸も含めて、総合的に評価をしなければならない。さらに、指定活用団体については、個別の民間公益活動による社会的成果の拡大だけでなく、社会の諸課題の解決の担い手が育成され、資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体も含めた社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの創出という観点も含めて、総合的に評価 ³⁰をしなければならない。

指定活用団体及び審議会は、2.(4)に準じて継続的な進 捗管理及び評価結果の点検・検証を実施しなければならない。 その際、指定活用団体は、資金分配団体及び活動支援団体から、民間公益活動の進捗状況について、定期的に報告を受けるとともに、資金分配団体及び活動支援団体に対して、現地 調査を含む継続的な進捗管理を実施する。さらに、資金分配 団体に対しては必要な協力・支援・助言等を行わなければならない。また、審議会は、指定活用団体から、民間公益活動 促進業務の進捗状況について、定期的に報告を受けるととも に、指定活用団体が実施する本制度に係る総合的な評価について点検・検証を行い、必要があると認めるときは、内閣総 理大臣に勧告する。

指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体は、2.(5) に準じて評価結果を国民に分かりやすい形で積極的に公表し なければならない。その際、指定活用団体は、自らの評価結 果だけでなく、資金分配団体、活動支援団体及び実行団体の 評価結果についてもまとめて閲覧できるようにしなければな らない。この場合、個人情報や知的財産の保護等に配慮しつ つ、評価の結論だけでなく、民間公益活動の目標、実施内容、 得られた成果、さらに、評価結果による新たな民間公益活動 の展開等も含めて、分かりやすくまとめて公表しなければな らない。 らない。この場合、個人情報や知的財産の保護等に配慮しつつ、評価の結論だけでなく、民間公益活動の目標、実施内容、得られた成果、さらに、評価結果による新たな民間公益活動の展開等も含めて、分かりやすくまとめて公表しなければならない。

4. 評価において留意すべき事項

(1) 革新的な民間公益活動に対する評価

革新的な民間公益活動とは、一般的に、目標の達成確率は 低い (ハイリスク) ものの、実現すれば社会に大きな変革 (ソ ーシャル・イノベーション)をもたらすような民間公益活動 である。したがって、革新的な民間公益活動を他の民間公益 活動と同じ評価項目・評価基準で評価することは好ましくな い。解決手法の柔軟性・自由度を確保し、ソーシャル・イノ ベーションの実現を目指すため、革新的な民間公益活動に対 する評価においては、達成すべき成果を事前に明示しつつも、 社会情勢の変化や民間公益活動の進捗状況に応じ、目標やア プローチ等の妥当性について絶えず検証し見直す必要がある 45。また、ハイリスクであることを前提として、仮に、目標ど おりに成果が得られなかった場合においても、その要因分析 を着実に行い、その結果を以後の民間公益活動に生かすほか、 革新性について積極的に評価することに加え、技術的な限界、 ノウハウ、副次的成果や波及効果等を積極的に評価しなけれ ばならない。

(2) 民間公益活動の効果的・効率的な促進

4. 評価において留意すべき事項

(1) 革新的な民間公益活動に対する評価

革新的な民間公益活動とは、一般的に、目標の達成確率は 低い(ハイリスク)ものの、実現すれば社会に大きな変革(ソ ーシャル・イノベーション)をもたらすような民間公益活動 である。したがって、革新的な民間公益活動を他の民間公益 活動と同じ評価項目・評価基準で評価することは好ましくな い。解決手法の柔軟性・自由度を確保し、ソーシャル・イノ ベーションの実現を目指すため、革新的な民間公益活動に対 する評価においては、達成すべき成果を事前に明示しつつも、 社会情勢の変化や民間公益活動の進捗状況に応じ、目標やア プローチ等の妥当性について絶えず検証し見直す必要がある ⁴。また、ハイリスクであることを前提として、仮に、目標ど おりに成果が得られなかった場合においても、その要因分析 を着実に行い、その結果を以後の民間公益活動に生かすほか、 革新性について積極的に評価することに加え、技術的な限界、 ノウハウ、副次的成果や波及効果等を積極的に評価しなけれ ばならない。

(2) 民間公益活動の効果的・効率的な促進

民間公益活動の評価はそれ自体を目的とするのではなく、成果の実現を目指して、その評価結果を、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分、さらには新たな民間公益活動の企画立案への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で有効に活用する必要がある ⁴⁶。

(3)「略]

第7 その他休眠預金等に係る資金の活用に関し必要な事項

- 1. [略]
- 2. 資金分配団体による実行団体の選定及び監督
- (1) 資金分配団体が実行団体を公募で選定する際に考慮すべき き事項

資金分配団体が公募の方法により実行団体を選定するに当たっては、実行団体の選定の基準、助成、貸付け又は出資の申請及び決定の手続、助成、貸付け又は出資の方法等を公募要領等に定めなければならない。

① 実行団体の選定における審査対象及び基準

資金分配団体が実行団体を選定するに当たっては、民間公益活動の実施に関する計画や、その計画の実施体制、4.において示すガバナンス・コンプライアンス体制等に関する事項を審査対象としなければならない。このうち、民間公益活動の実施に関する計画にはロジック・モデル等を活用しつつ、

民間公益活動の評価はそれ自体を目的とするのではなく、成果の実現を目指して、その評価結果を、民間公益活動の見直しや人材等の資源配分、さらには新たな民間公益活動の企画立案への反映等、民間公益活動のマネジメントの中で有効に活用する必要がある⁴¹。

(3) [同左]

第7 その他休眠預金等に係る資金の活用に関し必要な事 項

- 1. [同左]
- 2. 資金分配団体による実行団体の選定及び監督
- (1) 資金分配団体が実行団体を公募で選定する際に考慮すべき事項

資金分配団体が公募の方法により実行団体を選定するに当たっては、実行団体の選定の基準、助成、貸付け又は出資の申請及び決定の手続、助成、貸付け又は出資の方法等を公募要領等に定めなければならない。

① 実行団体の選定における審査対象及び基準

資金分配団体が実行団体を選定するに当たっては、民間公益活動の実施に関する計画や、その計画の実施体制、4.において示すガバナンス・コンプライアンス体制等に関する事項を審査対象としなければならない。このうち、民間公益活動の実施に関する計画にはロジック・モデル等を活用しつつ、

前記第2で示した休眠預金等に係る資金の活用に当たっての 基本原則及び実行団体の期待される役割を踏まえて、以下の 要素について具体的な内容が盛り込まれていることが望まし い。

- ・解決しようとする課題及び目標(達成すべき成果)、受益者
- ・支援の出口の設定及び支援期間
- ・支援の出口に向けた工程
- ・課題の解決方法
- ・評価の実施時期、評価の方法等

以上を踏まえ、資金分配団体は、分野の垣根を越えた関係主体の連携を伴う民間公益活動や、ICT等の積極的活用等、民間の創意と工夫が具体的に生かされており、革新性が高いと認められる実行団体を優先的に選定することが望ましい。

資金分配団体が実行団体に対して助成、貸付け又は出資を行うに当たっては、支援対象の事業を継続できない、又は当該事業を実施する中で当初見込まれていた革新性が見いだせない若しくは乏しいと判断された場合は、当該実行団体との協議の上で支援を終了する旨をあらかじめ資金提供契約において定めておくことが望ましい。

また、民間金融機関等が対応可能な事業に資金分配団体が参入することにより、民間金融機関等の事業機会を奪うことにならないよう十分配慮しなければならない。

② 審査の方法

資金分配団体は、実行団体を選定するための審査を行うに

前記第2で示した休眠預金等に係る資金の活用に当たっての 基本原則及び実行団体の期待される役割を踏まえて、以下の 要素について具体的な内容が盛り込まれていることが望まし い。

- ・解決しようとする課題及び目標(達成すべき成果)、受益者
- ・支援の出口の設定及び支援期間
- ・支援の出口に向けた工程
- ・課題の解決方法
- ・評価の実施時期及び評価の方法等

以上を踏まえ、資金分配団体は、分野の垣根を越えた関係主体の連携を伴う民間公益活動や、ICT等の積極的活用等、民間の創意と工夫が具体的に生かされており、革新性が高いと認められる実行団体を優先的に選定することが望ましい。

資金分配団体が実行団体に対して助成、貸付け又は出資を 行うに当たっては、支援対象の事業を継続できない、又は当 該事業を実施する中で当初見込まれていた革新性が見いだせ ない若しくは乏しいと判断された場合は、当該実行団体との 協議の上で支援を終了する旨をあらかじめ資金提供契約にお いて定めておくことが望ましい。

また、民間金融機関等が対応可能な事業に資金分配団体が 参入することにより、民間金融機関等の事業機会を奪うこと にならないよう十分配慮しなければならない。

② 審査の方法

資金分配団体は、実行団体を選定するための審査を行うに

当たり、前記第3の1.(1) ① b) 「イ)審査の方法」で示した事項に準じた対応をとらなければならない 47 。

(2)「略]

3. [略]

4. 資金分配団体、活動支援団体及び実行団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制等

資金分配団体、活動支援団体及び実行団体は、不正行為や 利益相反等の組織運営上のリスクを管理するためのガバナン ス・コンプライアンス体制が過剰なものとならないようにし つつも、最低限、以下の組織等を設置し、措置を講じなけれ ばならない。

- ・前記第3の2.(3)の指定活用団体のガバナンス・コンプライアンス体制等に準じて組織等 ⁴⁸を設置し、措置を講ずること
- ・助成、貸付け又は出資により提供を受けた資金の使途についてはその助成、貸付け又は出資に係る資金提供契約で認められたものに限定し、区分経理及び帳簿の備付けを行うこと
- ・適正かつ効率的に予算を執行すること
- 5. 民間の創意と工夫が発揮される効果的な活用方法の選択の際に配慮すべき事項

当たり、前記第3の1.(1)① b) 「イ)審査の方法」で示した事項に準じた対応をとらなければならない。

(2)[同左]

3. [同左]

4. 資金分配団体、活動支援団体及び実行団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制等

資金分配団体、活動支援団体及び実行団体は、不正行為や 利益相反等の組織運営上のリスクを管理するためのガバナン ス・コンプライアンス体制が過剰なものとならないようにし つつも、最低限、以下の組織等を設置し、措置を講じなけれ ばならない。

- ・前記第3の2.(3)の指定活用団体のガバナンス・コンプライアンス体制等に準じて組織等型を設置し、措置を講ずること
- ・助成、貸付け又は出資により提供を受けた資金の使途についてはその助成、貸付け又は出資に係る資金提供契約で認められたものに限定し、区分経理及び帳簿の備付けを行うこと
- ・適正かつ効率的に予算を執行すること
- 5. 民間の創意と工夫が発揮される効果的な活用方法の選択の際に配慮すべき事項

法第16条第5項においては、休眠預金等に係る資金の活用 に当たっては、効果的な活用方法を選択することで、民間の 創意と工夫が発揮されるように配慮することが規定されてい る。

資金の効果的な活用方法としては、法第 16 条第 5 項に例示される複数年度にわたる助成、貸付け又は出資のほか、成果に係る目標に着目した資金提供方法として、成果連動型助成/支払型契約や集合的インパクト創出型の資金提供等、様々なものが想定される ⁴⁰。このうち、我が国の現状に照らしてどの方法が有効であるかは一概には言えない。

このため、指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体は、一般的にとられている支援手法の隙間を埋め、民間公益活動を行う団体等の多様なニーズに対応するために、営利・非営利、資金支援(助成・貸付け・出資)・非資金的支援といった既成の枠にとらわれることなく、実際に現場で試行錯誤して多様かつ効果的な活用方法を開発していくことが望ましい。

したがって、指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体が多様な支援手法をその時々の状況に応じて柔軟に開発・選択できるようにしておく必要がある。ただし、指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体は、成功事例だけでなく失敗事例も含めて各支援手法の有効性について厳正に評価しつつ事例の蓄積を行い、広く公開しなければならない。

6. 改正法の全面施行から5年後における見直し

改正法附則第8条においては、「新法[®]の規定については、 この法律の施行後5年を目途として、新法の施行状況等を勘 法第16条第5項においては、休眠預金等に係る資金の活用 に当たっては、効果的な活用方法を選択することで、民間の 創意と工夫が発揮されるように配慮することが規定されてい る。

資金の効果的な活用方法としては、法第16条第5項に例示される複数年度にわたる助成、貸付け又は出資のほか、成果に係る目標に着目した資金提供方法として、成果連動型助成/支払型契約や集合的インパクト創出型の資金提供等、様々なものが想定される⁴³。このうち、我が国の現状に照らしてどの方法が有効であるかは一概には言えない。

このため、指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体は、一般的にとられている支援手法の隙間を埋め、民間公益活動を行う団体等の多様なニーズに対応するために、営利・非営利、資金支援(助成・貸付け・出資)・非資金的支援といった既成の枠にとらわれることなく、実際に現場で試行錯誤して多様かつ効果的な活用方法を開発していくことが望ましい。

したがって、指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体が多様な支援手法をその時々の状況に応じて柔軟に開発・選択できるようにしておく必要がある。ただし、指定活用団体、資金分配団体及び活動支援団体は、成功事例だけでなく失敗事例も含めて各支援手法の有効性について厳正に評価しつつ事例の蓄積を行い、広く公開しなければならない。

6. 改正法の全面施行から5年後における見直し

改正法附則第8条においては、「新法⁴の規定については、 この法律の施行後5年を目途として、新法の施行状況等を勘 案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講 ぜられるものとする。」と規定されている。

前記第1の2. で示した目標の実現に向けて、本制度に関係する全ての者が各々の責務を果たしながら、本制度の更なる発展につなげていくことが期待される。

(巻末)

「1~7 略]

⁸ 出資における出資額、運用成績等については、他の民間共同出資者を 含む当事者間の契約上の秘密保持義務に違反しない範囲内で、可能な 限り公表することが求められる。

「<u>9~16</u> 略]

- 型指定活用団体は、資金分配申請団体の組織体制等について、以下の点を確認しなければならない。
- ① [略]
- ② 適確に業務を実施するに足りる組織体制等
 - ・資金分配団体の期待される役割を担う団体に見合うトップマネジ メント体制を備えていること
 - <u>・</u>出資を行う場合には、出資に関する専門性、運用実績及び社会的インパクト評価の知識経験を有していること並びに意思決定プロセス、財産管理、運用報告等についての必要な体制を備えていること
 - ・期待された社会的成果が達成されない場合もあり得るという民間 公益活動特有のリスクを含め、適切な資金のリスク管理を行うこ と。特に、貸付けを行う場合は、貸付金回収計画の策定等適切な 債権管理を行うこと
 - <u>・</u>資金分配団体が助成事業と出資事業を兼ねる場合、適切な資金の 区分管理や公募の公平性が確保される措置を講ずること

18 「略]

□ <u>資金分配団体が行う助成について</u>、実行団体の選定及び民間公益活動 の成果評価の点検・検証に当たっての第三者で構成される審査委員会 を設置すること等が<u>求められる。一方、資金分配団体が行う出資については、出資に関する知識・経験を有する役職員等で構成される投資</u> 委員会等を設置し、かつ社会の諸課題の解決に関する専門的知見を有 案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講 ぜられるものとする。」と規定されている。

前記第1の2. で示した目標の実現に向けて、本制度に関係する全ての者が各々の責務を果たしながら、本制度の更なる発展につなげていくことが期待される。

(巻末)

[1~7 同左]

[加える。]

[8~15] 同左]

- 当指定活用団体は、資金分配申請団体の組織体制等について、以下の点を確認しなければならない。
 - ① [同左]
 - ② 適確に業務を実施するに足りる組織体制等
 - ・資金分配団体の期待される役割を担う団体に見合うトップマネジ メント体制を備えていること 「加える。]

・期待された社会的成果が達成されない場合もあり得るという民間 公益活動特有のリスクを含め、適切な資金のリスク管理を行うこ と。特に、貸付けを行う場合は、貸付金回収計画の策定等適切な 債権管理を行うこと

[加える。]

<u>□</u> [同左]

当 資金分配団体において、実行団体の選定及び民間公益活動の成果評価の 点検・検証に当たっての第三者で構成される審査委員会を設置すること等が求められる。 する専門家等を審査に関与させることに加え、指定活用団体は、資金 分配団体の投資委員会等に参加するなど、適切な監督のための条件を 付すことが求められる。

型 出資事業においては、金融・出資、法務、会計、社会的インパクト評価、社会課題解決等に関する専門家で構成される「投資審査会」を設置する。

「<u>21 ~23</u> 略]

- 型出資の目的・意義を踏まえ、出資を行うに当たっては、実行団体の事業の特性や成長段階などに即した適切な資金提供を実現するため、①ファンド出資型(指定活用団体が資金分配団体であるファンドに対して出資する方法)及び②法人出資型(指定活用団体が株式会社等の資金分配団体に対して直接出資する方法)の2つの方法を併置する。
- 出資先の選定に当たっては、社会的インパクトや収益性の見込み、実行団体やその事業の成長段階などを総合的に勘案するものとし、指定活用団体は出資事業全体で投資倍率1倍以上を目指す。

「<u>26~41</u> 略]

望出資の場合、毎年、全ての出資先に対して社会的インパクト評価を実施し、インパクト・レポートを作成・公表することが求められる。

「<u>43~46</u> 略]

型資金分配団体が出資を行う場合、実行団体を選定後、実効的な非資金的支援を伴走型で提供するとともにガバナンスを強化するため、資金分配団体の役職員を実行団体の役員(取締役)として派遣することができる。

「<u>48~50</u> 略]

[加える。]

[19~21 同左] 「加える。]

「加える。〕

[22~37 同左] [加える。]

[<u>38~41</u> 同左] 「加える。]

[42~44 同左]

備考 表中の[]の記載は注記である。